韓国ソウル北村地域の町並み保全型まちづくりにおける住民組織の活動に関する研究 -特に調停役に着目して-

A study on the activities of local organizations on historic townscape conservation

in Bukchon area in Seoul, Korea

-Focused on the coordination role -

56935 鄭 一止

This research is based on the fact that a consensus of local inhabitants is one of the keys to the success of the conservation planning and projects. Activities towards the sustainable development done by local organizations, with the support from government, became an important initiation on historic townscape conservation. After the local initiation and process of getting a consensus, the conservation planning and projects will be led by the government. However, it begins to appear a number of issues on conservation, such as neglect of registered houses and negative impact from tourism activities, etc. in the conservation areas. And it is impossible that government all tackles various problems including landscape design guide due to some limitations, such as human and financial resource. Under this situation, the local organizations, such as NPO should have more involvement on the conservation

The aim of this research is to reveal the characteristic of local organizations, the role on conservation, and the relationship among local people, government and local organizations by interviews with government and local organizations. And through 6 case study conflict, it is found that local organizations act as coordinators on the conflict resolution among local people, groups, and government. One of the reasons would be the trust on local organizations among local people due to the previous assistances.

0章 研究の背景と目的

0.1 節 研究の背景

町並み保全型まちづくりの一環である地区指定や事業計画の段階では、地域住民の合意形成が最も重要な課題となるため、行政の支援事業とともに、住民組織の持続的な保存活動は欠かせない存在である。しかし、地区指定後の事業運営においては、運営の専門性を理由にほとんど行政や協議会の主導になりがちであり、事後から新たに生じるトラブルや課題に対しても、行政らから積極的に対応するようになる。

しかし、景観誘導、街路整備等のハード的な課題から、空家問題、住民間のトラブル等のソフト的な課題まで行政らが全部対応するのは不可能であり、その空いている領域にNPO等の市民団体が取り組むようになる。

0.2 節 研究の目的

(1)目的 1-町並み保全における住民組織及び市民団体の実

態:本研究では、歴史的町並みの保全における住民まちづくりに着目し、北村地域で活動中である住民組織及び市民団体を対象にその発足の要因・活動の内容等を中心に調査し、住民組織による活動の実態を明らかにすることを第1の目的とする。また、〈官-民〉及び〈住民組織-住民組織〉間の関係における変遷プロセスを明らかにする。

(2)目的 2-町並み保全を巡る対立課題と調停役としての住民 組織:保全事業後を中心に生じる対立課題を取り上げ、そ れに対し行政と共に住民組織が果す調停者としての役割 を明らかにすることを第2の目的とする。

最終的には町並み保全型まちづくりにおける住民組織 のあり方を考察し、より普遍的な示唆を得ることを目標 とする。

0.3 節 北村地域に注目する理由

町並み保全型まちづくりを進めていく中で生じる対立 課題に対し、調停役としての住民組織の活動が活発に行 われ、特色な取り組みが見られている北村地域を研究対 象とする。

0.4 節 用語定義

- ・住民まちづくり: 住民主体のまちづくり。環境改善等の地域問題を解決するための地域住民による自律的な活動及び運動
- ・住民組織:同じ地域内に居住、利害を共にし、政治・経済・風俗等において、より深く関わっている集団。新たに組織されたテーマコミュニティ。
- ・市民団体:専門家や既存セクターが中心となり、特定地域よりは広い範囲の地域を対象にまちづくり支援活動を行う非営利団体。

0.5 節 既往研究

- ・韓国の保全型まちづくりにおける住民参加:景観形成の過程における住民参加に関する研究、住民参加に関する研究等は最近かなりなされている。しかし、事後における住民主体の活動に関する視野は、保全事業の成果の一つとして取り上げた研究のみ存在している。
- ・北村地域における研究: 北村の街路や町並み等における 都市構造、北村に指定された制度や事業、保全事業にお ける合意形成過程(保全事業の成果として、住民による まちづくり活動を紹介)に関する研究が現在までなされ ている。
- ・日本の町並み保全型まちづくりにおける住民活動:住民活動の誘導・支援方策、歴史景観関連制度及び事業の運用

における住民参加、町並み保全型まちづくりにおける住 民活動(関連事例の紹介や評価)に関する研究はかなり なされている。しかし、官民及び住民組織間におけるま ちづくり体制を捉える視野、そして調停役としての住民 組織に着目した研究は足りていない。

1章 歴史的環境の保全と住民まちづくりの概況

1.1 節 韓国内での比較

- ・一般地域の住民まちづくり:90 年代初盤から、地域住民による「マウルマンドゥルギ (≒住民まちづくり)」が展開してきた。
- ・歴史保全地域の住民まちづくり:90年代までは規制中心の保全施策に対する住民の反対運動が続いた。しかし、2000年代以降からは、行政の住民参加型まちづくりによる支援事業の結果、韓屋町並みが改善されるようになり、まちに対する住民のイメージが高まったり、歴史的環境の地域における住民自らのまちづくり活動も展開し始めている。

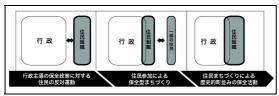


図 1 官民関係から見る韓国の歴史的環境地域での住民まちづくりの 変遷

1.2 節 日韓の比較

- ・日本の町並み保全型まちづくり体制(事業や地区指定後): 専門家組織による関与はあるものの、デザイン誘導など の施策はほとんど行政及び協議会の主導になりがちであ る。一方、新たな NPO 組織が空家問題などの新たな課題 に対し柔軟かつ機敏に対応している。
- ・韓国の町並み保全型まちづくり体制(事業や地区指定後): 住民の意見を収斂しながらも、行政主導の力強い実行力 がもととなっている。一方、地域住民も住民ならではの 保全活動を展開、対立課題に対応し始めている。

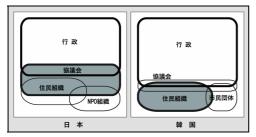


図2町並み保全型まちづくり体制における韓日の比較

2章 町並み保全型まちづくりにおける住民組織の役割

2.1 節 対立課題における調停役

- ・対立課題(事業後の住民間、住民と行政間での新たなトラブル): 町並み等のデザイン誘導過程における対立、地域観光化の過程における対立等
- ・対立課題における調停役:行政・住民組織や市民団体が、 対立関係者の間に介入し、積極的に対立課題の解決を試 みることを指す。行政の場合、対立課題に対し積極的に 介入するが、行政としての限界(人的・財政的な制限、 運営の公平性の確保問題等)が必然的に現れる。一方、

調停役としての住民組織の場合、住民組織ならではの立場を活かし、機敏にかつ柔軟に課題に取り組むことができるのである。

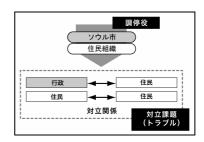


図3 対立課題及び調停役の定義

3章 北村地域における北村づくり事業

3.0 節 北村地域の概要

北村は、ソウル都心にある代表的な歴史的住宅地として、韓国の民家である韓屋が1000軒あまり集まっている地域1である(非韓屋に対する韓屋数:41.2%、2000年度基準)。景福宮と昌徳宮、そして山並みにはさまれた、地理的に良い環境をもち、朝鮮時代からヤンバン²等の官僚中心の居住地として発展した。1900年代初頭の、都市への人口集中による住宅難によって、中大型の敷地が分割され、平面の標準化された都市型韓屋がどんどん建てられるようになった。



図4 北村の風景

3.1 節 90 年代までの保全施策

- ・規制中心の韓屋保全期(1980 年代):「第4種美観地区」 指定(1983)、美観地区内の建築制限(1984)を始め、ソウ ル市による規制中心の保全施策が進められた。その結果、 地域住民により「保全地区解除推進委員会」が結成され るなど(1988)、保全地区の規制に対する住民の反対運動 が激しく行われた。
- ・規制緩和期(1990 年代): 韓屋保存地区指定が解除されたり (1991)、慶福宮周辺の高度制限が緩和される (1994) など、徐々に規制緩和が行われた。その結果、地価は上がらずに、町並みや生活環境等が急速に壊れていく。

3.2 節 住民参加型の保全施策

- ・契機:1999 年住民組織による保全対策の要求(北村づくり会)、2000 年ソウル市による「都心部の歴史性と伝統性を保全するための都心部管理基本計画」の制定。
- ・計画の樹立:住民・行政・専門家が参加した「北村づくり・Task forces」での議論、計画チームと住民との非公式な場での議論。
- ・展開:2001年12月に制定された「北村づくり基本計画」 に沿って、北村づくり事業が始まった。まず、韓屋に対 する誘導・支援策として、韓屋登録制の導入、韓屋の購

入・賃貸、建築新築における事前協議制が規定された。 また、行政における支援体系が整備され、業務が分担される(文化局、住宅局、SH 公社(前都市開発公社))一方、北村現場事務所が地域内に開設された。そして、環境整備事業が実施され、街路の電柱が地中化され、アスファルトが伝統的な雰囲気をもつ材料で再舗装されたり、駐車場が確保されつつある。

3.3 節 「北村づくり」事業後の変化

- ・韓屋の変化: 韓屋の滅失率の減少、韓屋の保存状態の改善、韓屋に対する不動産価値の上昇。
- ・町並みの変化:路地を中心に街路町並みの改善、街路からの眺望の改善。
- ・住民意識の変化: 北村づくり事業への信頼感の形成、韓屋や北村地域に対するイメージアップ。
- ※事業の限界:審議機能まで行う事前協議制に対する不満、地域の商業化・観光化によるトラブルが発生。

3.4 節 住民まちづくりの展開

このような変化を契機に色々な住民組織が発足したり、 市民団体の支援活動が行い始め、まちづくり機運が高ま ることによって、住民まちづくりが展開し始めている。

4章 北村地域における住民組織及び市民団体の実態

4.0 節 北村地域における住民組織・市民団体の概要

■住民組織

・地域住民による組織

①社団法人鐘路北村づくり会(以降北村づくり会)、②北村一心奉仕会、③韓屋を愛する会、④韓屋まち守り連帯、⑤北村ご近所、⑥三清洞繁栄会、⑦韓屋を大切にする会

・地域内の伝統工匠による組織

①韓屋文化院、②宮廷飲食研究院、③嘉会博物館、④バ

ンヤロ茶道文化院、⑤オンガン竹裝展示館、⑥伝統染色 研究所、⑦韓国仏教美術博物館

■市民団体(地域内で活動している団体)

①アルムチギ、②北村文化フォーラム、③文化連帯、④ 歩きたい都市づくり市民連帯(以降都市連帯)

4.1 節 住民組織の分析

■各個別の住民組織における特徴

- ・発足の要因:「北村づくり事業」の直間接的な影響により発足、内発的な要因としては、独立、イベント、課題の発生、市民団体のサポート、保存運動等が挙げられる
- ・趣旨と目標:北村地域の保全を第1の目標とする
- ・会員の構成:主婦、政治家、芸術家など多様な階層の地域 住民中心、準会員として一般市民や専門家も参加
- •運営財政:会員の会費や寄付金
- ・主な活動: 地域における問題・課題の提起、保全活動、 対立課題における調停活動

■団体間の関係における分析(市民団体・専門家を含む)

住民組織間のネットワークを見ると、「韓屋を愛する会」を中心に住民協同で開いた「北村まちの宴」、「北村ツアー」と、「北村一心奉仕会」により開催された「北村朝鮮時代の体験」のイベント等が挙げられる。一方、市民団体との連携活動を見ると、北村地域に密着して活動している「都市連帯」による北村ツアー、嘉会洞一坪公園づくり、「北村ご近所」の活動のサポートが挙げられる。専門家たちとのネットワークとしては、北村地域に関心のある、或いは実際地域内に住んでいる専門家たちにより発足された「北村文化フォーラム」が挙げられる。さらに彼らは、地域住民や住民組織を誘い、「北村文化フォーラム」に参加させた。このように様々な主体がお互いの活動に参加したり、連携活動が持続的ではないが、緩

表 1 住民組織の分析表(一部分)

団体名	組織記号	発又北で活開年 年	趣旨及び概要	発足者の 職業	コアー メン バー(運 営委員 会)	会員の職業	会員	発足または北村で の活動開始の契機	組織形態	運営財政	重要活動	連携状況	市との連携
北村づくり会	Z1	(198	北村の歴史・文化・伝統を継承 し、つくろおうと北村住民たち とともに設立された。	政治家	10人	大韓体育会副会長、老 人会長、名誉区庁長、 梨花女子大学同門会長 など	500 余人	建築規制に対する 反対運動→まちづ くり機運	社団 法人	会費、自費	行政への提案、住民 間などの仲介、 景 観保全における監視	Z2 \$2	0
北村一心奉仕会	Z2	2000 年	地域の課題は自ら解決し、また 貧困層に対する援助活動しよう と設立された。	政治家	?	多様	147 余人	まちづくり事業	任意	会費、寄付金	行政への提案、住民 間などの仲介、 景 観保全における監視	Z1 、他	0
韓屋を愛する会	Z3		まちの伝統家屋である韓屋を愛する会として、短所は改善し、 長点とその美しさは継承してい こうと韓屋に住んでいる、また は住みたい人々などを中心に組 織された。	ゲストハ ウス運営	18人	伝統工匠、芸術人、大 学教授、住民及び一般 人など	100 余人	まちづくり事業	任意	会費、市の市 民団体への支 援金、バザー による収益金	北村まちの宴会、北 村ツアー	Z1 \$2 \$4	0
韓屋まち守り連帯	Z4	2002 年	北村嘉会洞に住んでいる住民たちの会であり、コミュニティの 造成や伝統韓屋まちを美しく維 持・発展させようと、結成され た。	?	14人	嘉会洞31番地一帯の 住民が中心	65人	まちづくり事業	任意	会費	韓屋改修補修に対す る監視機能、韓屋ま ち景観審議及び韓屋 撤去許可制の提案	S2	0
北村ご近所	Z5		小学校PTAのお母さん10余名を中心に、直接自分のまちについて、勉強し、つくってみようという處旨で組織された。	主婦	12人	主婦	12人	「韓屋を愛する 会」や「都市連 帯」の誘導により	任意	市の市民団体 への支援金、 行自部の住み たいまちづく り事業による 支援金	通学路の垣根改善、 まちのマスタプラン の提案	S4	-
三清洞繁栄会	Z6	2006 年 (198 0年 代)	80年代商店街の商人を中心に 「三清洞商街繁栄会」として組織されたが、2000年度「三清 洞住民自治委員会」と合併さ れ「三清洞繁栄会」として生まれ変わった。	政治家	30人 (三清 洞住民 自治委 員会)	多様	三清住 民部	建築規制に対する 反対運動→まちづ くり機運	住民治員会	支援金、スポ	三清洞文化フェス ティバル、住民自治 センターの運営	-	-
韓屋を大切にする会	Z7	2000 年	韓国伝統文化、特に住居文化に 関心があり、韓屋まち保存及び 文化遺産などの保存・管理維持 に関心のある会員たちに構成さ れている。	博物館長	?	主婦、美大教授、事業 家、デザイナーなど	50余 人	自発的に発足	任意	会費	自ら韓屋を買入し、 改修する	S2	0

い横並びの関係が強まる中で行われてきた。

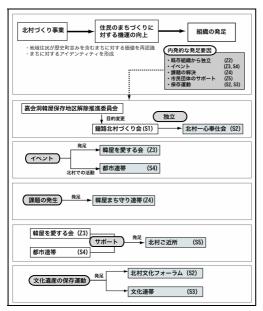


図5 住民組織の発足要因

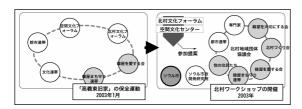


図 6 団体間の関係の例

■〈官-民〉及び〈住民組織-住民組織〉間の関係における変 遷プロセス(保全活動を中心に):

1990年代までは、規制中心の保全施策による地域住民

と行政との対立期だったのが、1999 年度住民組織による ソウル市への北村地域の保全対策立案の要請を契機に 「北村づくり事業」が始まり、住民組織が発足し始める 初動期が始まった。また、前述したように緩い横並びの 関係の中での連携活動も行われている。しかし、お互い の意見差による団体間の対立があったり、組織が解体し てしまう等の停滞期も見られる。一方、2006 年度に主婦 たちが中心となった団体が新たに発足するなど、これか らまた、新たな組織の動きがあると考えられる。

このように全体的な流れを見ると、団体間の結びつき は以前より強まったが、積極的・持続的な連携活動は少 なかったことが分かる。また、横並びの緩い連携関係が 続けてくることができたのは、行政による保存団体への 支援制度がなかったからこそ可能であったと考えられる。

■住民組織の活動:

以上のように住民組織は他の主体と緩い連携関係を維持しつつ、地域に対し、問題提起、保全活動、そして調停役としての活動を行ってきた。先ず問題提起としては、1999年市への保全対策の要求をはじめ、眺望権における問題に対する対策要求、歴史的環境の保全における問題や課題の提起等が挙げられる。また、問題提起だけではなく、専門家との連携研究により、積極的に代案を提示したりした。一方、保全活動としては、まち歩き、まちの宴、韓屋の買取等が挙げられる。ひいては、通学路の壁の改善事業、お掃除など、身近な生活環境に対する改善活動も行った。

最後に調停役としての活動が挙げられる(5 章参照)。 特にこのような地域住民間、住民と行政間における対立 課題に入り込み、緊張関係の緩和を試みる調停役として の活動ができたのは、住民組織による問題提起、保全活 動を通して、住民の間で住民組織に対する認知度や信頼 感が高まったためだと考えられる。

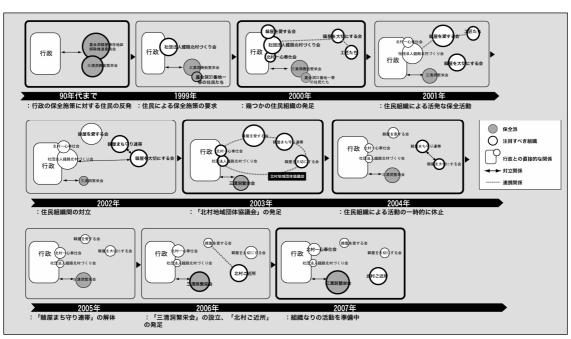


図7〈官-民〉及び〈住民組織-住民組織〉間の関係における変遷

5章 対立課題の実態と調停役としての住民組織

5.0 節 主な対立課題の概要

- ・韓屋及び景観の保全における課題:①町並みの誘導過程 における対立課題、②眺望権における対立課題、③近代 建築遺産の保全における対立課題
- ・地域の観光化における課題:④ゲストハウスの運営における対立課題

表 2 北村地域における主な対立課題と事例

主な課題	対立課題	事例 課題1		
	(1) 町並みの誘導過程における対	TANK OF U		
	立課題	· 嘉会洞12番地 課題2		
韓屋及び景観の保全における課題	(2) 眺望権における対立課題	・嘉会洞31-34、31-41番地など		
	(3) 近代建築遺産の保全における	・尹ぼ善家周囲の景観		
	対立課題	・高羲東旧家 課題3		
地域の観光化における課題	(4) ゲストハウスの運営における 対立課題			

5.1 節 韓屋及び景観の保全における課題

■課題1:町並みの誘導過程における対立課題

- ・対立課題の構造:一般建物の高さを押さえる行政⇔開発 主義の住民の間の対立課題
- ・審査の手続き:一般建物における新築の場合、ソウル市 との事前協議が義務づけられている(建築認許可業務協 議制(2002.2):制度的な措置ではないが、事実上の審議 機能まで遂行)
- ・行政制度上の限界: 事前協議制が審議機能まで行うことにより、行政と開発主義の住民とのトラブルが発生している

※研究事例: 嘉会洞 45-2 番地

・事件の流れ:2006 年 7月 '一般建物大修繕申告'のみを 行ったまま、新築工事を行っている現場を市が発見。所 有者は行政に新築申告→韓屋諮問委員会の諮問結果、景 観上 2 階以下に限り可能→諮問結果に不満を抱いた所有 者により、再審議の要請及びソウル市へ民願提出

・取り組みの流れ:①市-担当公務員が所有者と相談、説得を試みたが、失敗。②住民組織-住民組織が、関係者と直接話し合い、彼らを説得。

・結果:解決(一般建物を韓屋として建替)

■課題2:眺望権における対立課題

- ・対立課題の構造:眺望権の被害を受けた周辺韓屋の居住 者⇔新築・改補修した韓屋主との対立課題
- ・韓屋改補修のガイドライン(韓屋支援条例): 韓屋デザインが硬直的になるのを阻むため、最小限の基準のみが適用されている。即ち、個別韓屋に対する設計基準が中心となり、町並みとしての考慮は足りていない状況であった。
- ・行政制度上の限界: 町並みと相応しくないデザインの建物により、住民間のトラブルが生じる。しかし、行政は、制度上不法ではない場合に対しては、何の措置もできない状況である。

※研究事例: 嘉会洞 31-34、31-41 番地など

- ・事件の流れ:韓屋密集地域である嘉会洞 31 番地一帯に 周辺より高く建てられた韓屋により、眺望権の侵害を受けた住民たちが請願を提出⇒ソウル市:現場調査。しか し、不法工事の中止命令のみ対応できた。
- ・取り組みの流れ:①「韓屋まち守り連帯」の発足 (2002) 行政に対策要求。自ら課題に取り組み、関係者と話し合う等、問題の解決を試みた。②他住民組織も取り組み、関係者と話し合いながら、解決を試みた。
- ・結果: 未解決(関係組織の解体)。一方、市では町並みに関する内容を含んだ基準案を検討中

5.2 節 地域の観光化における課題

■課題3:ゲストハウスの運営における対立課題

- ・対立課題の構造:ゲストハウスに泊まる観光客に対する 拒否感を持つ近隣住民⇔ゲストハウスの運営者の間の対 立課題
- ・市による韓屋再生事業:①韓屋の購入及び活用として、購

表 3	表 3 各対立課題における展開(一部分)							
主な 課題	対立課題		状況の内容	調停役としての各主体				
韓屋及び景観の保		・研究事例	· 嘉会洞45-2番地					
		対立関係の構造	ソウル市⇔開発住民の建築主	ソウル市				
	(1) 町並みの 誘導過程にお ける対立課題	・関連制度・事業	· 建築認許可業務協議制					
		・原因	新築における事前協議制における韓屋諮問委員会が、事実上設計の審議機能まで行う ことになっているため	(北村づくり会)				
		↑ ① 市	北村現場事務所で常勤している市の担当公務員が建て主との相談を通して彼らを説得しようとするが、結局できなかった	北村一心奉仕会				
		れ動の全住民組織	「北村づくり会」や「北村一心奉仕会」が、また関係者と話し合いながら、彼らを説 得しようとした	ソウル市 開発主義の建築主				
		・結果	解決(一般建物を韓屋として建替)	ラブル市				
		・研究事例	・嘉会洞31-34、31-41番地など					
全		対立関係の構造	新規の韓屋居住者⇔既存の韓屋居住者	(韓屋まち守り連帯)				
における課題	(2) 眺望権に おける対立課 題	・関連制度・事業	・韓屋支援条例(韓屋改補修ガイドライン)	ソウル市				
		・原因	韓屋を以前より高く建ち、眺望権の侵害など近所に直接的に被害を与えることになっ たため	北村づくり会				
		. □ ①市	住民による請願により、現場調査を実施するなど状況を解決しようとするが、個別中 心の韓屋改補修ガイドラインにより、不法工事の中止命令しかできなかった					
		動 ② 住民組織	「韓屋まち守り連帯」が、住民間のトラブルに対して、行政に対策を申しいれながら も、自ら対話の場を設けるなど問題の解決を試みた					
		流れ ③ 住民組織	「北村づくり会」や「北村―心奉仕会」が、市とまた問題の解決のために話し合いながらも、関係者を説得しようとした	新規の韓屋居住者 既存の韓屋居住者				
		・結果	未解決(関係組織の解体)					
		・研究事例	・ソウルゲストハウス	ソウル市				
地域	(3) ゲストハ ウスの運営に おける対立課 題	・対立関係の構造	ゲストハウスの運営者⇔周辺の住民	ווטועיי				
の観光化における課題		・関連制度・事業	・北村づくり事業(韓屋の買入事業)	【 北村づくり会 】				
		・原因	韓屋を以前より高く建ち、眺望権の侵害など近所に直接的に被害を与えることになっ たため	北村一心奉仕会				
		· 适 ① 市	住民間のトラブルを緩和させようと、ソウル市区議員、担当チーム長、専門家ととも に、ゲストハウスの運営者や隣近の住民たちが参加する中で、「請願仲裁会議」を開 いた	韓屋を愛する会				
		の 流 ② 住民組織	一部の住民たち 、特に「北村づくり会」会長などは、請願を出した住民たちと直接会 い、説得するなどトラブルを仲裁しようとした					
		・結果	現在までも進行中	ゲストハウスの運営者 ────────────────────────────────────				

入した韓屋を工房・ゲストハウスとして賃貸(現在ゲストハウスを含み、北村文化センター、博物館、工房などとして、10 軒の韓屋が活用中(2005年基準))②開放型韓屋に対する支援:改補修補助金を一般韓屋より、2倍まで支援(費用の3分の2以下、最大6千万ウォンまで:一般韓屋の場合、費用の3分の2以下、最大3千万ウォンまで)

- ・商業施設としての韓屋の増加:観光客の増加等により ※研究事例:ソウルゲストハウス
- ・事件の流れ:観光客による騒音、ゲストハウスの拡張による路地の私有化→ 'ソウルゲストハウス'の運営者⇔ 周りの住民とのトラブルが発生、隣近の住民たちはソウル市などに請願提出
- ・取り組みの流れ:①市-2005 年 7 月「請願仲裁会議」の開催(ソウル市区議員、担当チーム長、専門家、ゲストハウスの運営者や隣近の住民たちが参加(30 余人)) ⇒その結果、ゲストハウスの入口設置における設計案の変更。しかし、一部の住民たちは北村地域内のゲストハウスの立地自体を反対。②住民組織-韓屋体験館の必要性に共感する住民組織が、調停者として関係住民たちを説得
- ・結果:現在までも進行中(ソウル市は、路地より街路沿いの韓屋を中心に購入事業を進行)

5.3 節 対立課題における調停役としての住民組織

- ・調停役としての行政:対立課題に対し、現場事務所を中心に積極的に対応した。具体的に見ると、町並み誘導過程における対立課題に対しては、現場調査を行ったり、関係者との相談に乗り、またゲストハウス運営における対立課題に対しては、対話の場を用意し、トラブルの解決を試みた。そして、近代建築遺産や景観上重要な建物を保全するためには、積極的に売却を追及した。しかし、対立緩和に失敗したり、又は対応さえ不可能な部分も存在した。これは、制度上の限界、保全事業を実施している立場、人的・財政的な限界による行政の限界を現している。
- ・調停役としての住民組織:住民組織ならではの立場を活かし、対立課題に積極的に対応した。即ち、利害当事者間の対話の場を用意したり、利害当事者との対話を通し、歴史的環境に対するプラスイメージの未来像を提示し、対立の解決を試みた。また、歴史的景観を保全するための署名運動を行ったり、地域に関する問題を自ら見つけ、行政に対策を要求した。

6章 結論

6.1 節 住民組織が果たした活動の意義

- ・住民組織の活動: 北村地域における住民組織の活動は、大きく問題提起、保全活動、調停者としての活動が挙げられる。特に調停役まで果たすことができたのは、地域住民の間に住民組織に対する信頼感・認知度が高まったからこそ可能であったと考えられる。
- ・北村地域での住民組織の役割の位置づけ:地域全体における問題・課題に対しては、行政と住民代表団体が主導になるが、個人や少数による対立課題に対しては、行政とともに、様々な住民組織・市民団体が横並びの緩い連携関係を持ちながら、対応している。

このような北村地域における住民組織の活動は、日本

にも一つのあり方として示唆に富んでいると考えられる。

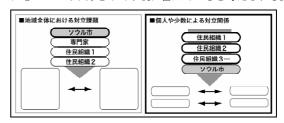


図8 対立課題に関わる各主体(韓国・北村地域)

※日本の場合:町内会・まちづくり協議会における影響力が大きいため、官僚性・閉鎖性等の弊害が生まれている状況の中で、住民組織のあり方についての議論がなされている。

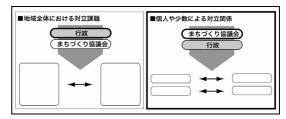


図 9 対立課題における対応主体(日本) 6.2 節 住民組織の限界及び提案

- ・持続性の不足:住民組職間の対立、団体内の不和、リーダーシップの不足などにより、活動における持続性を持たない問題が挙げられる。従って、提案としては、他組織の認定、一般市民を含むより多様な階層の会員の獲得などが考えられる。
- ・地域の合議組織の不在:事前から「北村づくり会」が地域の代表者として活動してきたが、代表性を持っているとは言えない。従って、必要な時のみに、一時的に住民全体の意見を取り入れられる地域の合議組織などが考えられる。

※主な参考文献

- (1) 張玉蓮 (2005)「疎通と協力を通じた歴史環境の保全計画過程に関する研究」、ソウル市立大学、博士論文
- (2) 鄭石 (2005)「北村づくり中間評価研究」、ソウル市政開発研究院
- (3) 岡崎篤行 (2000)「町並み保存・継承型まちづくりにおける 合意形成システムに関する研究」、東京大学、博士論文
- (4) 西村幸夫(2004)「都市保全計画」、東京大学出版会
- (5) Lee, So-young(2005)「地域文化観光商品化の過程における 文化媒介集団の役割に関する研究」、ソウル大学、博士論文

※主な参考ヒアリング

- (1) 社団法人鐘路北村づくり会長 リヒョンスル氏
- (2) 韓屋を愛する会長 パクインスク氏
- (3) 韓屋まち守り連帯 ノジンミン氏
- (4) 北村文化フォーラム リジュヨン氏
- (5) 歩きたい都市づくり市民連帯 事務局長 キムウンヒ氏
- (6) 前ソウル市政開発研究院 鄭石(ジョンソク)氏
- (7) ソウル市北村現場事務所主任 チョンジョンウ氏

¹ 本論文では、慶福宮と昌徳宮の間の歴史文化美観地区(嘉会洞・三清洞一帯、約78.735h:2007年1月には機務司令部、旧アメリカ大使館宿所、ヒュンダイ社屋などが'歴史文化美観地区'に編入された。)を指して呼ぶ。

² 両班:朝鮮時代の支配階級